

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年8月4日
【会社名】	株式会社エー・アンド・デイ
【英訳名】	A&D Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 森島 泰信
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋三丁目23番14号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」 で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	埼玉県北本市朝日一丁目243番地
【電話番号】	(048)593 - 1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 伊藤 貞雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 126,110,400円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	335,400株(注)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成28年8月4日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	335,400株	126,110,400	
一般募集			
計(総発行株式)	335,400株	126,110,400	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
376		100株	平成28年8月22日(月)		平成28年8月22日(月)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行総額を払込むものとし、

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社エー・アンド・デイ 管理本部	埼玉県北本市朝日 1 - 243

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社埼玉りそな銀行 さいたま営業部	埼玉県さいたま市浦和区常盤 7 - 4 - 1

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
126,110,400		126,110,400

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額126,110,400円については、全額を払込期日以降の諸費用支払い等の運転資金として充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理については、当社預金口座にて管理を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)
本店の所在地	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 森脇 朗
資本金	50,000百万円
事業の内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、確定拠出年金の資産管理業務
主たる出資者及びその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 54% 第一生命保険株式会社 23% 朝日生命保険相互会社 10%

(注) 当社とみずほ信託銀行株式会社で信託契約を締結いたしますが、みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し資産管理サービス信託銀行株式会社が再信託受託者となり金銭を信託する相手先となりますので、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)を割当予定先として記載しております。

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成28年8月4日現在のものです。

株式給付信託(BBT)(以下「本制度」といいます。)の内容

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者(再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社)とする信託契約を締結することによって設定される信託口であります。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。

本制度は、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」には該当しませんが、当社の取締役に対し当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)を給付する仕組みであり、「従業員株式所有制度」に準じて以下本制度の内容を記載します。

(1) 概要

本制度は、予め当社が定めた「役員株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした取締役(社外取締役を除きます。)に対し当社株式等を給付する仕組みです。

当社は、取締役に対し役位及び会社の業績達成度に応じて定まる数のポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得した時に当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。取締役に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、取締役に対して中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることが期待されます。

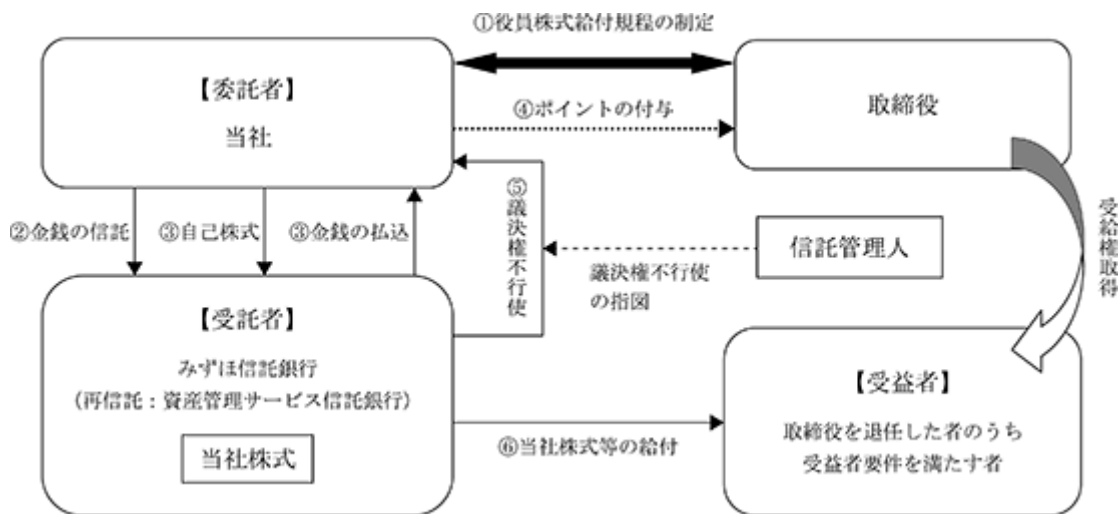
当社は、「役員株式給付規程」に基づき、取締役将来に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行株式会社(再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社)(以下「信託銀行」といいます。)に金銭を信託(他益信託)します。信託銀行は、「役員株式給付規程」に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当によって取得します。また、第三者割当については、信託銀行と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

本制度の議決権行使については、信託管理人が信託銀行に対して議決権不行使の指図を行い、信託銀行はかかる指図に従い一律不行使とします。信託管理人及び受益者代理人は、信託銀行に対して議決権不行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。なお、信託管理人には、当社と利害関係のない第三者が就任します。

(2) 受益者の範囲

取締役を退任した者のうち役員株式給付規程の定める受益者要件を満たすもの。

< 株式給付信託(BBT)の概要 >



当社は、平成28年6月23日開催の第39回定時株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、各株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。

当社は、平成28年6月23日開催の第39回定時株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託します(以下、かかる金銭信託により設定される信託を、「本信託」といいます。)

本信託は、で信託された金銭を原資として当社株式を、当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。

本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。

本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者(以下、「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が「役員等株式給付規程」に別途定める受益者要件を満たす場合には、当該取締役に付与されたポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。

c 割当予定先の選定理由

今般、当社は、みずほ信託銀行株式会社から提案のあった本制度を導入することといたしました。本制度は、「b 提出者と割当予定先との間の関係 株式給付信託(BBT)の内容 (1) 概要」に記載しましたとおり、取締役に対して当社株式等を給付し、中長期的な業績の向上、企業価値の増大への意識を高めることを目的としております。

当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、その自己株式の有効活用として、本制度での活用のため、自己株式の割当を行うことといたしました。

なお本制度においては、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社(再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口))を受託者として本信託契約を締結する予定ですので、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)を当社が割当予定先として選定したものであります。

d 割り当てようとする株式の数

335,400株

e 株券等の保有方針

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、本信託契約に基づき、信託期間内において役員株式給付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。

なお、当社は割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)の間におきまして、払込期日(平成28年8月22日)より2年間に於いて、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役将来に給付する株式をあらかじめ取得するために、信託銀行に金銭を信託(他益信託)します。

当社からの当初信託金をもって、払込みに要する資金に相当する金銭が割当日において信託財産内に存在する予定である旨、信託契約日に締結する予定の株式給付信託契約書案により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人又は受益者代理人の指図に従います。

本制度の議決権行使については、信託管理人が信託銀行に対して議決権不行使の指図を行い、本信託の受託者はかかる指図に従い一律不行使とします。なお、信託管理人及び受益者代理人は、信託銀行に対して議決権不行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。信託管理人には当社と利害関係のない第三者が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。

信託銀行は「信託財産管理処分方針書」に基づいて、当社から独立して、信託財産の管理及び処分を行います。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」という。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、資産管理サービス信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌等で公開されている情報について、インターネット検索サイト等により調査を行い、それらに掲載されている情報が「反社会的勢力との対決」という企業行動規範の基本方針に反しないことを確認することで、割当予定先が特定団体でないこと及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日(平成28年8月3日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である376円(円未満切捨)といたしました。これは、取締役会決議日直前のマーケットプライスであり、合理的であると判断しております。

処分価額376円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1ヵ月間の終値平均378円(円未満切捨)に対して99.47%乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3ヵ月間の終値平均394円(円未満切捨)に対して95.43%乗じた額であり、あるいは同直近6ヵ月間の終値平均391円(円未満切捨)に対して96.16%乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名(うち2名は社外監査役)が、特に有利処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づく給付予定株式総数に相当するものであり、平成28年3月31日現在の発行済株式総数22,459,300株に対し1.49%(小数点第3位を四捨五入、平成28年3月31日現在の総議決権数213,654個に対する割合1.57%)となりますが、本制度は取締役の退任時に当社株式等を交付する制度であり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。加えて本自己株式処分は取締役の中長期的な業績及び株価に対するインセンティブを高め、当社の企業業績向上に繋がることから、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合 (%)
エー・アンド・デイ 従業員持株会	埼玉県北本市朝日 1 - 243	1,641,700	7.68	1,641,700	7.57
(株)フルカワ	埼玉県さいたま市大宮区 桜木町 4 - 331 - 3 - 1501	1,353,250	6.33	1,353,250	6.24
(株)デンソー	愛知県刈谷市昭和町 1	1,122,000	5.25	1,122,000	5.17
ビービーエイチ フ ォー フィデリティ ロー プライズド ス トック フアード(プ リンシパル オール セクター サブポー トフォリオ)(常任代 理人 (株)三菱東京 U F J 銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A. (東京都千代田区丸の内 2 - 7 - 1)	920,700	4.31	920,700	4.24
HSBC BANK PLC A/C MARATHON FUSION JAPAN PARTNERSHIP LP(常任代理人香港 上海銀行東京支店カ ストディ業務部)	8 CANADA SQUARE, LONDON E14 5HQ (東京都中央区日本橋 3 - 11 - 1)	848,000	3.97	848,000	3.91
(株)埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区 常盤 7 - 4 - 1	606,000	2.84	606,000	2.79
日本マスタートラス ト信託銀行(株)(信託 口)	東京都港区浜松町 2 - 11 - 3	508,000	2.38	508,000	2.34
(株)足利銀行	栃木県宇都宮市桜 4 - 1 - 25	490,000	2.29	490,000	2.26
日本トラスティ・ サービス信託銀行(株) (信託口)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 11	372,900	1.75	372,900	1.72
資産管理サービス信 託銀行株式会社(信 託E口)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番12号			335,400	1.55
計		7,862,550	36.80	8,197,950	37.78

(注) 1. 平成28年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の大株主の状況については、平成28年3月31日現在を基準とした総議決権(213,654個)に自己株式処分の対象となる株式に係る議決権数(3,354個)を加算した合計217,008個の議決権数を分母として計算しております。

3. 上記のほか当社所有の自己株式1,091,280株(平成28年3月31日現在)は割当後755,880株となります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の第39期有価証券報告書(以下、「有価証券報告書」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成28年8月4日)までの間において生じて変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成28年8月4日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の第39期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成28年8月4日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりです。

(平成28年6月24日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社は、平成28年6月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金7円

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、古川陽、森島泰信、江頭昌剛、村田豊、伊藤貞雄、高田信吾、古川哲、川田博を選任する。

第3号議案 取締役に対する新たな報酬制度導入の件

中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社の取締役に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	150,385	525	0	(注)1	可決 99.65%
第2号議案 取締役8名選任の件					
古川 陽	127,030	23,900	0	(注)2	可決 84.16%
森島泰信	143,986	6,944	0		可決 95.40%
江頭昌剛	143,946	6,984	0		可決 95.37%
村田 豊	143,946	6,984	0		可決 95.37%
伊藤貞雄	143,768	7,162	0		可決 95.25%
高田信吾	143,999	6,931	0		可決 95.41%
古川 哲	143,847	7,083	0		可決 95.31%
川田 博	145,948	4,982	0		可決 96.70%
第3号議案 取締役に対する新たな報酬制度導入の件	149,932	998	0	(注)1	可決 99.34%

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成28年7月22日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社は、平成28年6月9日開催の取締役会において、代表取締役執行役員社長 古川 陽の病気療養のため、取締役常務執行役員 森島泰信を代表取締役として追加選任することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該異動に係る代表取締役の氏名、役職名、異動年月日及び所有株式数

新たに代表取締役になる者

氏名(生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数(千株)
森島 泰信 (昭和22年9月1日)	代表取締役 常務執行役員	取締役 常務執行役員	平成28年6月9日	247

(2) 新たに代表取締役になる者についての主要略歴

昭和45年4月 タケダ理研工業(株)(現株アドバンテスト)入社

昭和52年5月 当社入社

昭和59年7月 当社国内営業部長

昭和63年7月 当社取締役

平成2年2月 当社取締役 兼営業本部副本部長

平成9年6月 当社取締役 兼営業本部長

平成18年6月 当社取締役常務執行役員 兼営業本部長

(平成28年7月22日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

平成28年7月14日、代表取締役執行役員社長 古川 陽の逝去に伴い、当社の代表取締役に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

代表取締役の異動(死亡による退任)

氏名(生年月日)	旧役職名	異動年月日	所有株式数(千株)
古川 陽 (昭和18年1月29日生)	代表取締役執行役員社長	平成28年7月14日	325

これに伴い、当社の代表取締役専務執行役員 森島 泰信は平成28年7月14日開催の取締役会において、代表取締役執行役員社長に選任されました。

3. 最近の業績の概要

平成28年8月4日開催の取締役会において承認された第40期第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年6月30日)に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,091	6,284
受取手形及び売掛金	11,723	8,557
商品及び製品	5,909	6,029
仕掛品	3,318	3,469
原材料及び貯蔵品	2,742	2,760
繰延税金資産	615	511
その他	1,081	1,166
貸倒引当金	62	59
流動資産合計	31,418	28,719
固定資産		
有形固定資産		
土地	4,108	4,076
その他（純額）	4,835	4,706
有形固定資産合計	8,944	8,783
無形固定資産		
のれん	236	211
その他	1,907	1,897
無形固定資産合計	2,144	2,109
投資その他の資産	1,609	1,865
固定資産合計	12,698	12,757
資産合計	44,116	41,477
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,833	3,419
短期借入金	11,839	12,227
1年内返済予定の長期借入金	2,909	2,739
未払法人税等	158	59
賞与引当金	873	470
製品保証引当金	138	128
その他	3,679	3,456
流動負債合計	23,431	22,501
固定負債		
社債	35	35
長期借入金	4,597	4,203
製品保証引当金	39	45
退職給付に係る負債	1,000	973
その他	584	571
固定負債合計	6,257	5,829
負債合計	29,688	28,331

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,388	6,388
資本剰余金	6,402	6,402
利益剰余金	4,112	3,384
自己株式	772	772
株主資本合計	16,130	15,402
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	11	10
為替換算調整勘定	2,481	3,007
退職給付に係る調整累計額	652	636
その他の包括利益累計額合計	1,816	2,360
非支配株主持分	113	103
純資産合計	14,427	13,146
負債純資産合計	44,116	41,477

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第1四半期連結累計期間

(単位:百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
売上高	8,285	7,944
売上原価	4,719	4,564
売上総利益	3,565	3,380
販売費及び一般管理費	4,130	3,976
営業損失()	565	596
営業外収益		
受取利息	12	2
為替差益	53	-
受取地代家賃	6	7
その他	4	10
営業外収益合計	77	20
営業外費用		
支払利息	54	47
持分法による投資損失	16	13
為替差損	-	35
シンジケートローン手数料	5	50
その他	14	25
営業外費用合計	89	171
経常損失()	577	747
特別利益		
固定資産売却益	6	0
特別利益合計	6	0
特別損失		
固定資産除却損	2	0
特別損失合計	2	0
税金等調整前四半期純損失()	573	746
法人税、住民税及び事業税	75	31
法人税等調整額	183	200
法人税等合計	107	168
四半期純損失()	465	578
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失()	1	0
親会社株主に帰属する四半期純損失()	467	578

四半期連結包括利益計算書

第1四半期連結累計期間

(単位:百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
四半期純損失()	465	578
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4	0
為替換算調整勘定	246	530
退職給付に係る調整額	21	16
持分法適用会社に対する持分相当額	1	3
その他の包括利益合計	230	550
四半期包括利益	234	1,129
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	237	1,121
非支配株主に係る四半期包括利益	2	7

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	計測・計量機器事業				
	日本	米州	欧州	アジア・オセアニア	計
売上高					
外部顧客への売上高	3,247	948	184	723	5,104
セグメント間の内部売上高又は振替高	601	48	12	656	1,318
計	3,849	996	197	1,379	6,423
セグメント利益又は損失()	300	9	2	12	300

	医療・健康機器事業					調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	日本	米州	欧州	アジア・オセアニア	計		
売上高							
外部顧客への売上高	852	733	1,457	137	3,180		8,285
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,055	0	0	983	2,039	3,358	
計	1,907	733	1,457	1,121	5,220	3,358	8,285
セグメント利益又は損失()	66	56	169	62	116	381	565

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額 381百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 391百万円が含まれております。全社費用は、主に管理部門に係る一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	計測・計量機器事業				
	日本	米州	欧州	アジア・オセアニア	計
売上高					
外部顧客への売上高	3,247	669	186	691	4,795
セグメント間の内部売上高又は振替高	429	42	11	508	992
計	3,677	711	198	1,200	5,788
セグメント利益又は損失()	445	10	8	26	438

	医療・健康機器事業					調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	日本	米州	欧州	アジア・オセアニア	計		
売上高							
外部顧客への売上高	994	862	1,164	128	3,149		7,944
セグメント間の内部売上高又は振替高	939	0		919	1,859	2,852	
計	1,933	862	1,164	1,048	5,009	2,852	7,944
セグメント利益又は損失()	12	61	10	4	59	98	596

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額 98百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 342百万円が含まれております。全社費用は、主に管理部門に係る一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第39期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月24日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月23日

株式会社エー・アンド・デイ
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 筆 野 力

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 村 克 広

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成 田 孝 行

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エー・アンド・デイの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エー・アンド・デイ及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エー・アンド・デイの平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社エー・アンド・デイが平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月23日

株式会社エー・アンド・デイ
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 筆 野 力

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 村 克 広

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成 田 孝 行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エー・アンド・デイの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エー・アンド・デイの平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。